

地方財政の充実・強化に関する意見書について

地方財政の充実・強化に関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和4年6月17日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

のむらパターソン和孝

江川あや

塩尻英明

高橋紀博

高木ひろたか

品田ときえ

松田ひろし

高見一典

白鳥秀樹

地方財政の充実・強化に関する意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、職場が疲弊している実態にある中、新型コロナウイルスや近年多発している大規模災害への対応も迫られている。これらに対応するための地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

よって、政府においては、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、次の事項の実現を求める。

- 1 社会保障の維持、防災・減災、脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組やデジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置を図ること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支えることができる財政措置を講じること。
- 4 2021年11月に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において示された、看護、介護、保育など新型コロナ感染症対応と少子高齢化への対応が重なる職種の処遇改善措置については、2021年度補正予算で補助金が創設されたが、より多くの職場で改善が図られるよう、対象職種の拡大や事業の継続・拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。
- 5 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向けて、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。

- 6 まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展に向けた恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
- 7 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、更なる財政需要を十分に満たすこと。
- 8 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 9 地方交付税の法定率を引き上げるなどして、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。また、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、減税等を検討する際には、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
- 10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭川市議会